

診療報酬の加算に関する院内掲示について

・明細書発行体制等加算

当院では医療の透明化や患者様への情報提供を積極的に推進していく観点から、領収書発行の際、個別の診療報酬の算定項目の分かる明細書を無料で発行しております。明細書の発行を希望されない方は、受付へその旨をお申し出ください。

・医療情報取得加算、医療 DX 推進体制整備加算

当院はオンライン資格確認を行う体制を有しており、診療情報を取得・活用することにより、よりよい医療の提供に努めています。

マイナ保険証のご利用により、受診歴・薬剤情報・特定健診情報等スムーズに情報を取得・活用することができます。

・一般名処方加算

現在医薬品の供給が不安定な状況が続いております。保険薬局において、銘柄によらず供給・在庫の状況に応じて調剤できることで患者様に適切に医薬品を提供するために、処方箋に医薬品の銘柄名ではなく、一般名（成分名）を記載することがあります。

また、令和6年10月より長期収載品については医療上の必要性があると認められない場合（医師が変更不可としない処方）に患者様が先発品を希望なさると選定療養となり、費用の一部が保険外となります。

・生活習慣病管理料

患者様の状態に応じ、28日以上長期投薬・リフィル処方箋の交付が可能です。

当院では主に長期投薬を行っています。